

2018年2月28日

今治市長 菅良二様

反論書

今治市民ネットワーク
共同代表

目次

はじめに	2
第1 事件の表示.....	2
第2 反論の趣旨.....	2
第3 「議決書」が「条例第7条第3号に該当する」への反論	2
1、「議決書の全てが非開示情報」との弁明を鵜呑みにできない	3
2、「議決書」が条例第7条3号の「ただし書」に該当するか否かの検証.....	4
(1) 解説が示す条例第7条3号の非開示情報の判断基準	4
(2) 正当な利益を害するおそれがある情報か否かの判断基準	4
(3) 危害から人の生命などを保護するか否かの判断基準.....	5
(4) 加計学園事業活動には、市民の生命などに直結する情報が含まれている.....	5
(5) 開示による今治市民の利益と非開示による加計学園の法益の比較	6
第4 「全てが条例第7条第3号に該当する」への反論	8
1、「議決書」の非開示情報以外は、部分開示が不可欠である	9
(1) 公文書の量が多いなどは理由にならない	9
(2) 「分離が技術的に困難な場合」には該当しない.....	10
(3) 「議決書」が「有意の情報」が含まれてないはずがない.....	10
(4) 「議決書」の重要性から少なくとも部分開示が不可欠.....	10
(5) 「議決書」の非開示は違法.....	12
第5 「議決書」に「公有財産のような市の財産を含まない」への反論.....	12
1、「誤解」への反論.....	13
2、「BSL施設稼動など情報は、一切記載されていない」への反論.....	13
3、「公有財産のような市の財産が含まれるものではない」への反論.....	14
結語.....	15

はじめに

当反論書における略語等は、企企第596号決定に対し行政不服審査法に基づき審査請求人が2017年12月7日付で行った審査請求書の例による。

第1 事件の表示

企企第596号決定に対し行政不服審査法に基づき審査請求人が2017年12月7日付で行った審査請求。

第2 反論の趣旨

処分庁の2018年1月17日付弁明書(以下「弁明書」という。)における「審査請求を棄却する。」との裁決を求める理由は、失当であり、「議決書の開示を求める」との裁決を求める。

第3 「議決書」が「条例第7条第3号に該当する」への反論

処分庁は、「第4 審査請求に対する弁明」において、条例7条第3号の「ただし書」に該当する場合を除き、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。以下『法人等』という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」との条文を引用し、「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、「生産、技術、販売、営業等の情報のほか、経営方針、経理、人事等内部管理に関する情報その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるものと解されている」との同条の解説を引用し、そのうえで、「議決書」に記載されている情報を次のように述べる。

岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書第13条は「この基本協定書中、甲【今治市】の議会又は乙【加計学園】の理事会の議決等を要する事項については、それぞれの議決等がなされたときに効力が生ずるものとする」と規定されており(【 】内は追記)、ここにいう加計学園が理事会において議決を要する事項として想定されるものは、学部認可(基本協定書第3条)である。これらの事項を議決した加計学園理事会議決書には、今治において新設を予

定している獣医学部に関する研究内容や建物、カリキュラム、構想、経営状態等の情報が記載されている。

そのうえで一般論として、情報が公になると「法人の事業の競争上の地位に運営に支障を生じる」場合を次のように述べる。

一般的に、法人が理事会でどのような過程を経て意思決定を行うかについては、それぞれの法人により手法が異なっており、その手法を含め、協議内容等は、法人の経営状況に関する情報である。また、これらの情報が公になることで、法人の意思決定に至る過程、今後行おうとする法人の事業計画、法人と取引のある企業名、取引企業との交渉過程が明らかとなり、法人の事業の競争上の地位に運営に支障を生じることとなるものである。

そしてこの一般論を加計学園に当てはめ、次のように「事業を行ううえでの競争上の地位に支障をきたすことは明白である」と今治市と加計学園の利益が一体不可分であるかのように、加計学園の利益を代弁する主張を行っている(以下この主張を「主張①」という。)

加計学園についても、その最高意思決定機関である理事会の議決書が公になることで、理事会での意思形成過程や、獣医学部に関する研究内容や建物、カリキュラム、構想、経営状態等が明らかとなり、事業を行ううえでの競争上の地位に支障をきたすことは明白である。

以下、これに反論する。

1、「議決書の全てが非開示情報」との弁明を鵜呑みにできない

請求人の「議決書」が条例7条第3号の「ただし書」に該当するとの主張に対して、「BSL施設稼働など情報は、一切記載されていない」とし、さらには、「議決書」の「全てが条例第7条第3号の非開示情報に該当する」と主張する。しかしながら、請求人は、「議決書」の全てが非開示情報であるとの弁明を、次の理由からそのまま鵜呑みにできない。

弁明書に「加計学園が理事会において議決を要する事項として想定されるものは、学部認可(基本協定書第3条)である。これらの事項を議決した加計学園理事会議決書には、今治において新設を予定している獣医学部に関する研究内容や建物、カリキュラム、構想、経営状態等の情報が記載されている。」とある。すると、「議決書」に記載されている「獣医学部に関する研究内容や建物、カリキュラム」が示す加計学園の

事業活動の中には、後で詳細に述べるように条例第7条第3号の「ただし書」に該当する「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が含まれている可能性が高い。

このように、「ただし書」に該当する情報が記載されている可能性があれば、条例第7条3号を今治市が作成した解説の26～27頁に基づき、また32頁の「法人等の正当な利益を害する情報に該当するかどうかの判断フロー」図に沿って「議決書」の情報が条例第7条3号の「非開示」情報に該当するか否かを検証する必要がある。

ところが、先に引用した弁明書の記載のように、処分庁は、「主張①」に至る過程の中で、条例第7条第3号の「ただし書」との関係を検証した形跡が一切存在しない。

「主張①」は、「議決書」の情報が、「法人の事業の競争上の地位に運営に支障を生じる」情報に該当するか否かを検証しているが、「ただし書(事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く)」との関係で検証を一切行わず、「議決書」を条例第7条3号の非開示情報とする。

したがって、「ただし書」を検証しないままの「主張①」は、その手続において違法があり、失当というほかない。よって、「議決書」の情報が条例第7条3号の「ただし書」に該当するか否かを以下検証する。

2、「議決書」が条例第7条3号の「ただし書」に該当するか否かの検証

(1) 解説が示す条例第7条3号の非開示情報の判断基準

条例第7条3号の条文は、次のとおりである。

法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(2) 正当な利益を害するおそれがある情報か否かの判断基準

解説26頁の条例第7条3号の【趣旨】2には、「法人等又は事業を営む個人の正

当な事業活動の自由は保護される必要があることから、公にすることにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが認められる情報を除き、非開示とすることを定めている。」とし、「公にすることにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報」であるか否かの判断を【解説・運用】の1で、「当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。」(以下「正当な利益を害するおそれがある情報か否かの判断基準」という。)とある。

(3) 危害から人の生命などを保護するか否かの判断基準

解説 27 頁の条例第 7 条 3 号の【解説・運用】の5には、「ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害(公害、薬害等)が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することを定めたものである。この場合、現実に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。」(以下「危害から人の生命などを保護するか否かの判断基準」という。)とある。

その上で「『公にすることが必要であると認められる情報』に該当するかどうかについては、非開示とすることにより保護される法益と開示することにより保護される利益を比較衡量して判断することになる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。」(以下「公にすることが必要であるか否かの情報判断基準」という。)とある。

(4) 加計学園事業活動には、市民の生命などに直結する情報が含まれている

2017(平成29)年1月10日、広島県・今治市 国家戦略特別区域会議への応募についての「資料6」獣医学部新設 目的の18ページに「エボラ出血熱、SARS、MERS、高病原性鳥インフルエンザ等、(中略)動物間での病原体の生態を明らかにし」と記述し、「配布資料4」も同様の感染症を挙げている。

したがって、加計学園の事業活動の中に、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が含まれている可能性が極めて高い。

2017年9月6日開催の今治市議会の国家戦略特区特別委員会で吉川泰弘学部長候補(当時)は「BSL3の施設は日本で60カ所あるが、どこからも問題は発生していない」と述べている。3. 11の福島原発大事故前に「安全である、重大事故は起こらない」と繰り返され、聞かされていたが、原発大事故は実際に起こった。つまり、言葉上の「安全」ではなく、科学に基づく物理的な「安全」の担保が不可欠である。また、想定される自然災害の規模が、従来の予想を上回る事態に遭遇し、「安全性の基準」が見直された。また、見直された「安全性の基準」も、「絶対安全」であるとの断定できず、「事故」を想定した対策マニュアルなどを作成することが不可欠であることを東日本大震災・大津波・福島原発大事故が指し示した。

また、熟練した研究者、倫理観の高い人物であったとしても事故のリスクがあるが、同学園獣医学部は学校であるので学生らが使用する。したがって、事故のリスクは高い。

しかも、獣医学部建設地近く、西方に断層が縦横に存在(愛媛県地質図 発行: 愛媛県地質図編集委員会1991年)し、かつ今治市・地震防災マップにはいこいの丘北側に震度6強を示す赤い帯があり、その丘に建つ獣医学部棟の5階に同施設はある。したがって、被害を完全に防ぐことができないことを前提にし、その被害をできるだけ小さくするということを前提にし、何らかの事故により、病原菌などが漏れて風に乗って飛散することを想定することが不可欠である。

つまり、加計獣医学部開学後のBSL3施設の稼働は、様々な事故(災害、運用、ミスなど)を想定する必要がある。BSL3施設の稼働は、今治市民の生命、健康、生活に直結する問題となる。したがって、処分庁が「今治において新設を予定している獣医学部に関しての研究内容や建物、カリキュラム、構想、経営状態等の情報が記載されている」と認めた「議決書」は、「研究内容や建物」としての「BSL3施設」とその「稼働」の情報が含まれている可能性を示唆しているのであるから、今治市民の生命、健康、生活に直結する情報が含まれていると考えるのが妥当である。

(5) 開示による今治市民の利益と非開示による加計学園の法益の比較

したがって、「ただし書」の解説(27頁)の「『公にすることが必要であると認められる情報』に該当するかどうかについては、非開示とすることにより保護される法益と開示することにより保護される利益を比較衡量して判断することになる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要がある。特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。」ということになる。

つまり、非開示とすることにより保護される加計学園の「正当な利益の性質及び内容」という法益と、開示することによる今治市民の「保護される利益の性質及び内容」のどちらを保護するのかを比較衡量し判断することになる。

その際の重要な判断材料の一つが、審査請求書の「別紙1 憲法・地方自治法が示す住民の法的地位とその関係」を検証する必要がある。

地方自治法第1条の2に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本」とすることを規定している。このことを依静夫(元内閣法制審議委員;東京教育大学名誉教授)は、『地方自治法』(法律学全集8・有斐閣)93頁で、自治体は、「住民自治に基づき、住民の福祉増進を目的として地方の公共事務を行うために設けられたものにほかならない」と解説している。

つまり、今治市は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護する」責務を負っている。したがって、条例で「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」に、「公にすることが必要であると認められる情報を」非開示の対象情報から除外すると定めているのはこのためである。

前記した「危害から人の生命などを保護するか否かの判断基準」及び「公にすることが必要であるか否かの情報判断基準」並びに住民のこの地位と勘案すれば、今治市は、非開示とすることにより保護される加計学園の法益よりも、開示することによる今治市民の生命などの保護を優先する義務を負う。

また、「議決書」は、「研究内容や建物」として「BSL3施設」とその「稼働」の情報が含まれている可能性を示唆しているのであるから、前述のように何らかの事故により、病原菌などが漏れて風に乗って飛散されると市民の財産(例えば、土地建物・農作物)の財産的価値が低くなることが想定される。したがって、非開示とすることにより保護される加計学園の法益よりも、開示することにより保護される今治市民の財産を優先する義務を負うことになる。

また、加計学園は、基本協定書第4条に基づき「今治キャンパス」の土地を無償譲渡され、また同第5条に基づき「今治キャンパス開設事業に対し補助金」を交付される。したがって、社会通念上、信義誠実の原則に基づき、今治市民の利益を優先する道義上の義務が生じ、仮に加計学園の法益が損なわれることが予想されても、「議決書」の開示を行うべきである。

しかし、このような趣旨の請求人の主張に対し、処分庁は、市民の側の立場よりもなぜか一私学である加計学園の立場に立ち、弁明書において「文書の対象が法人情報であっても、今治市から土地の無償譲渡や補助金の交付決定を受けている法人の場合、今治市民の利益を優先する道義上の義務があるとし、今治市民の利益を優先することが加計学園の法益にもかなうものであるとの主張(上記3(1)イ)があるが、開示・非開示は、あくまで条例に基づき判断されるという情報公開制度の趣旨を逸脱した考えである。」と反論する。

今治市が、法人に公金を支出していないという一般的な今治市と法人との関係とは大きく異なり、前述のように加計学園と今治市の関係は、今治市の財政危機を招く可能性がある巨額の公金を加計学園に支出しているのである。したがって、本件は、社会通念上、「あくまで条例に基づき判断される」との一般化することはできない

ケースである。つまり、開示による今治市民の利益と非開示による加計学園の法益を検討する際には、当然ながらこの関係性は、その判断の際の大きな材料となることは余りにも当然である。したがって、この点について「開示・非開示は、あくまで条例に基づき判断されるという情報公開制度の趣旨を逸脱した考えである。」との主張は、社会通念上、論外と言わざるを得ない。

なお、先に引用した処分庁の主張に続いて、「対象となる文書に人の生命、健康、生活又は財産に関する情報は含まれておらず」とあるが、この点は、前述のように、そのまま鵜呑みにできない。したがって、「道義的義務云々ということは、開示・非開示の決定に当たり考慮されるべきものではない。」との主張は、失当というほかない。

さらに述べれば、同第6条は、「乙は、今治キャンパスを社会に開かれたものとし、地域住民に対してこれを積極的に開放し、地域の発展と活性化に貢献するものとする。」とあるから、加計学園は、今治市民の利益を無視してはならず、加計学園の法益のみを優先することは信義誠実の原則における道義上の理由から、「議決書」の開示を拒むことは許されないし、同第7条は、「甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、相互に協力して地域との連携を積極的に推進するものとする。」とあるのであるから、今治市民の利益の保護なしには、加計学園の事業活動の公益の確保もあり得ない。したがって、今治市民の利益を優先し、「議決書」を開示することが、加計学園の公益となる。

したがって、今治市は、市民の生命や財産の保護を後回しし、加計学園の法益を優先した条例第7条3号に基づく非開示情報であるとの理由により、「議決書」を非開示とすることは許されず、弁明書の「主張①」は、失当というほかない。

第4 「全てが条例第7条第3号に該当する」への反論

請求人が少なくとも部分開示する必要があるとの主張に対する処分庁の反論として、「請求人の主な主張に対し以下のとおり反論する」として、弁明書の3頁の下段1行目～4頁の9行目において次のように述べる。

条例第8条第1項は、公文書の部分開示について規定しており、公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨を定めている。しかし、公文書のどの部分に非開示情報が記録されているかという記載部分の区分けが困難な場合等は、部分開示の義務はなく、開示しない旨の決定を行うこととなる。

請求人は、加計学園理事会議決書は、非開示情報が含まれることを理由に丸ごと非開示とすることは違法であり、当該非開示情報を取り除き、部分開示すべきであると主張するが、これは、非開示情報とそうでない情報が入り混じっ

ている場合のことであって、加計学園理事会議決書は、その全てが条例第7条第3号の非開示情報に該当するのであり、請求人の主張は、失当である。(下線は、請求人。)

つまり、処分庁は、「公文書のどの部分に非開示情報が記録されているかという記載部分の区分けが困難な場合等は、部分開示の義務はなく、開示しない旨の決定を行うこととなる」が、それは、「非開示情報とそうでない情報が入り混じっている場合」であり、「加計学園理事会議決書は、その全てが条例第7条第3号の非開示情報に該当する」から、「請求人の主張は、失当である」と主張する(以下「主張②」という。)

以下、これに反論する。

1、「議決書」の非開示情報以外は、部分開示が不可欠である

処分庁は、「議決書」が、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると主張する理由を述べているが、「議決書」の「全て」が「条例第7条第3号の非開示情報に該当する」とする具体的な理由は、一切示していない。それは、「議決書」の「全て」が条例第7条第3号の非開示情報に該当する理由を示すことができないからである。したがって、処分庁の「加計学園理事会議決書は、その全てが条例第7条第3号の非開示情報に該当する」との主張は、真実の発見のための客観的事実における基礎をなす事実に基づく法的根拠に基づく理由ではなく、処分庁らの単なる希望を表明しているに過ぎない。したがって、その主張は、失当というほかなく、少なくとも「議決書」における条例第7条第3号の非開示情報に該当する情報を除く部分を開示することが不可欠である。

なお、部分開示が不可欠である理由を請求人は、審査請求書で述べたが、重ねてその理由を述べる。

(1) 公文書の量が多いなどは理由にならない

条例8条には、非開示情報が含まれる場合の「当該部分(非開示情報)を除いた部分につき開示しなければならない」と規定している。このことが、まず前提となる。そのうえで、解説50頁の条例8条の【解釈・運用】《第1項》に、「1 部分開示を行わなければならないのは、『非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる』場合であり、公文書のどの部分に非開示情報が記録されているかという記載部分の区分けが困難な場合や、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合(電磁的記録の場合等)には部分開示の義務がなく、開示しない旨の決定を行うこととなる。」とある。

しかし、「公文書の量が多く、時間・労力を要することは、区分・分離の容易性とは関係がない。」とある。したがって、この点は当該処分理由にならない。

(2) 「分離が技術的に困難な場合」には該当しない

契約書である基本協定書の13条が求める「議決書」が、契約上の書類であるとの性質から理事会の役員ないし委員らの正式な印章が不可欠である。したがって、「議決書」の添付資料に「区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合(電磁的記録の場合等)」があったとしても、「議決書」は紙媒体の書類であるから、非開示理由として残るのは、「公文書のどの部分に非開示情報が記録されているか」という記載部分の区分けが困難な場合」に限定される。

しかし、前述のように「議決書」は、契約上の書類であるから、後日の争いや認識の齟齬などを避けるために、区分けなどが明確になされる必要がある。仮に、それが不明瞭であるならば、後日の争いを避けるために、区分けを明確にした「議決書」の作成を加計学園に求める責務が今治市にある。したがって、「議決書」が、「公文書のどの部分に非開示情報が記録されているか」という記載部分の区分けが困難な場合」に該当するはずがなく、それを理由に非開示とすることは許されない。

(3) 「議決書」が「有意の情報」が含まれてないはずがない

同解説の「2 非開示情報が記録されている部分に『有意の情報』が含まれていないとは、残りの部分に記載されている内容が公表情報だけとなる場合、無意味な文字、数字等のられつとなる場合等である。このような場合は、開示をしない旨の決定を行うこととなるが、当該決定に際し、『非開示情報の記載部分を除くと、〇〇のような状態になるので、有意の情報が含まれなくなると認められる。』などの理由を明らかにする必要がある。」とある。

しかしながら、非開示通知書には、そのような理由の記載は存在しないし、発効日を確認する意味から理事会の議決年月日の検証が不可欠であるから、「有意の情報」が含まれていないなどとの理由で非開示とすることも許されない。

(4) 「議決書」の重要性から少なくとも部分開示が不可欠

処分庁は、請求人(市民ネットワーク)の公開質問状(2017年10月18日)の次の質問に対して「議会の議決等を要する事項」の条文は、基本協定書第4条及び第5条に基づく「土地の無償譲渡」及び「補助金」と回答している。

質問2 基本協定書13条の「議決書」について

岡山理科大学今治キャンパス加計学園に関する基本協定書(以下「基本協定書」)13条には、「基本協定中、甲の議会又は乙の理事会の議決等を要する事項については、それぞれの議決等がなされたときに効力が生ずるものとする。」とあります。「基本協定中」の「甲」(今治市)の「議会」の議決等を要する事項に該当するものは、基本協定書4条に関する「今治市議会・議決書(土地無償譲渡)」及び同5条に関する「今治市議会・議決書(大学立地事業費補助金)」であろうと思われます。

今治市は、加計学園の「乙の理事会の議決等」の情報公開請求に対し、非開示決定しました。したがって、私たち市民は、基本協定書のどの条文が加計学園の「理事会の議決等を要する事項」であるのか、その「理事会の議決等」が存在するのか、「理事会の議決等」の内容がどのようなものであるのかが一切不明であり、基本協定書13条の「効力が生」じているか否かも正確に知ることができない状況に置かれています。

このような極めて重要な基本協定書に関する公文書が、市民(主権者)に対して開示されないという状況は、加計学園の新設の有り様に疑問や疑惑を深めることとなります。

以上のことを踏まえて、次の設問にお答えください。

- ① 基本協定書第13条が示す「この基本協定中」、「議会の議決等を要する事項」の条文を具体的に(複数であれば複数)示し、その議決書を示してください。

なお、前記の公開質問状の次の質問 ―― 質問②「基本協定書第13条が示す『この基本協定中』、『理事会の議決等を要する事項』の条文を具体的に(複数であれば複数)示し、その議決書を示してください。」――では、今治市民ネットワークの共同代表の一人である村上治氏が、別途行っている審査請求を理由に「審査請求に係わる手続が進められておりますので、お答えを差し控えさせていただきます。」と回答している。しかし、当該弁明書において、基本協定書第13条が示す「この基本協定中」、「理事会の議決等を要する事項」の条文は、第3条の「乙は、獣医学部について文部科学大臣による学部設置認可を受けて開設するものとする。」であることを明らかにした。

この基本協定書第3条の「学部設置認可」には、文科大臣認可に必要不可欠のものであり、そのためには、市議会議決書を要する事項、つまり、基本協定書第4条及び同第5条に基づく「土地の無償譲渡」及び「補助金」に関して、加計学園理事会として受領する議決がなければならない。

つまり、この「議決書」は、それをもって原資の土地と金を得て、基本協定第3条の獣医学部の開学認可に最も重要な文書であることを示している。

以上のように、「議決書」は、基本協定書において極めて重要な契約上の公文書であることを示している。このように極めて重要な契約上の公文書の「加計学園理事会議決書は、その全てが条例第7条第3号の非開示情報に該当する」とし、一切非開示とすることは、住民の知る権利に基づく条例1条に著しく反し違法である。

(5) 「議決書」の非開示は違法

解説5 1頁に【部分開示の方法】を、「①部分開示と非開示部分とが別ページに記載されている場合には、非開示部分を取り外して開示する。②開示部分と非開示部分とが同一ページに記載されている場合には、非開示部分を覆って複写するか、又は該当するページの全部を複写した上で非開示部分をマジックインク等で黒く塗りつぶし、それをもう一度複写したものを開示する。」と記載している。同様のことを今治市が作成している「情報公開事務の手引」の10頁の「(3) 公文書の部分開示の方法」にも記載されている。

つまり、【部分開示の方法】が示すように、非開示情報に該当する情報があれば、その情報部分を「マジック等で塗りつぶしたものを複写したもの又は非開示部分を覆って複写したものを開示する」ことが不可欠である。

事実証明書1は、愛媛県警察本部長名の「公文書公開決定通知書(部分公開)」及び同通知の別紙2並びに部分公開された公文書の一部(3枚、以下「県警察部分公開公文書」という。)である。愛媛県警察本部長は、愛媛県情報公開条例第7条2項第1号に該当する情報であると県警察部分公開公文書を部分公開した。同公文書の3枚目のように、他の公文書もまさに「のり弁」のように黒塗りされているものが大半であったが、部分公開を行っている。

前記主張②を仮に認めた場合でも、「議決書」の「法人の事業の競争上の地位に運営に支障を生じる」情報を県警の公文書のように「非開示部分をマジックインク等で黒く塗りつぶし」て開示することが不可欠である。

したがって、「加計学園理事会議決書は、その全てが条例第7条第3号の非開示情報に該当する」として、「議決書」自体を丸ごと非開示とすることは、条例1条の「市の諸活動を市民に説明する責務」が示す情報公開制度の基本的な趣旨に著しく反し、かつ条例8条にも反し違法である。

第5 「議決書」に「公有財産のような市の財産を含まない」への反論

処分庁は、弁明書4頁10行目～26行目で次のように述べる。

請求人の加計学園理事会議決書が条例第7条第3号ただし書に該当すると

の主張(上記3(1)イ)は、該当文書を非開示としたことから記載内容を知らない中での誤解から生じたものである。加計学園理事会議決書には請求人が主張するようなBSL施設の稼働やのまの参加型臨床実習に関する情報は、一切記載されておらず、当該議事録を開示することが人の生命、健康又は生活を保護するため必要な情報となるものではない。また、条例第7条第3号ただし書により例外的に非開示とならない法人情報は、人の生命、健康、生活又は財産に関する情報であり、ここに公有財産のような市の財産が含まれるものではない。請求人は、のまのまは云々と主張するが、仮に加計学園理事会議決書中にのまのまに関する情報が記載されていたとしても、市の財産であるのまのまについての情報であることをもって同号ただし書に該当するものではない。

上記主張を以下「主張③」という。以下、これに反論する。

1、「誤解」への反論

処分庁は、「該当文書を非開示としたことから記載内容を知らない中での誤解から生じたものである。」と述べる。「誤解」であるか否かをここでは問わず、まずこの原因が、処分庁の「加計学園理事会議決書は、その全てが条例第7条第3号の非開示情報に該当する」との決定により、「議決書」を違法に一切開示しなかったことに由来する。つまり、少なくとも、前述のように「議決書」を県警の公文書のように非開示情報を黒塗りにして条例第8条に基づいて部分開示しておれば、このような「誤解」が生じなかった可能性が高い。つまり、処分庁の違法な非開示決定により、「議決書」が一切開示されなかったことが、「誤解」の最大の原因であることをまず確認しておく。

2、「BSL施設稼働など情報は、一切記載されていない」への反論

請求人は、「BSL施設稼働など情報は、一切記載されていない」との処分庁の主張が妥当であるか否かを判断する具体的な証拠を前述の理由により入手できず、客観的な事実に基づく反論などを行うことを可能とする環境を違法に奪われた。したがって、「当該議事録を開示することが人の生命、健康又は生活を保護するため必要な情報となるものではない。」との処分庁の一方的な主張についても、事実に基づき応答することが不可能である。

以上の理由及び状況から、請求人は、情報公開審査会に対して、この件について処分庁に「議決書」の提出を求め、「BSL施設稼働など情報は、一切記載されていない」か否かを確認し、その結果の報告を求める。請求人は、この報告に基づき必要に応じて応答する。

3、「公有財産のような市の財産が含まれるものではない」への反論

加計学園は、今治市指定文化財・天然記念物であり、日本全体の生息数66頭の貴重な「野間馬」を「参加型臨床実習」に使うとして、2017(平成29)年2月17日、同年3月13日に2017(平成30)年4月から今治市野間馬ハイランドへの実習生受入の承認申請を行い、市長はいずれも承認決定を行っている。

加計学園は、他との差別化をする意味あいから「馬に触れる機会を持つ獣医大学」は少ないとして、「野間馬」を獣医学部の教育方針(特徴あるカリキュラム)に組み入れ「高度臨床獣医師を育成」を謳っている。

「加計学園理事会議決書には、今治において新設を予定している獣医学部に関しての研究内容や建物、カリキュラム、構想、経営状態等の情報が記載されている」と認めているのであるから、この「議決書」は、この「野間馬」に関する情報が記載されていると考えるのが自然である。

地方自治法第237条で、「この法律において『財産』とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」とある。今治市指定文化財・天然記念物である「野間馬」は、今治市の財産である。したがって、「議決書」には「公有財産のような市の財産が含まれるものではない」との主張は失当というほかない。

また、今治キャンパス用地を加計学園に「解除条件付土地無償譲渡」する契約を締結したが、土地の名義変更は、当該請求時点では行われて折らず、名義は、今治市のままである。「加計学園理事会議決書には、今治において新設を予定している獣医学部に関しての研究内容や建物、カリキュラム、構想、経営状態等の情報が記載されている」のであるから、「議決書」には「公有財産のような市の財産が含まれるものではない」との主張は失当というほかない。

今治キャンパス用地は、「解除条件付土地無償譲渡」であるから、将来今治市に引き渡される可能性がある。解除条件付土地無償譲渡契約書第11条第1項に「ただし、甲が特に認めた物については、原状の回復をしないことができる」とある。すると、加計獣医学部開学後のBSL3施設の稼働による何らかの事故により、病原菌などが漏れ、今治キャンパス用地が汚染されたまま引き渡される可能性が否定できない。すると、「加計学園理事会議決書には、今治において新設を予定している獣医学部に関しての研究内容や建物、カリキュラム、構想、経営状態等の情報が記載されている」のであるから、「議決書」には「公有財産のような市の財産が含まれるものではない」との主張は失当というほかない。

以上の理由から、「主張③」は失当である。

そもそも、請求人が「議決書」の開示を求めているのは、前述のように、「議決書」は、条例第7条第3号の「ただし書」に該当し、加計学園の事業活動の中に、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が含まれ、加計獣医学部開学後のBSL3施設の稼働による何らかの事故により、病原菌などが漏れて風に乗って飛散し、その

ことにより、市民の財産である土地や建物やあるいは農作物などが汚染され、その財産的価値に影響を及ぼすことになる。したがって、「公有財産のような市の財産が含まれているものではない」との「主張③」は、恣意的に論点をずらすものであり失当というほかない。

なお「請求人は、のまうまは云々と主張するが、仮に加計学園理事会議決書中ののまうまに関する情報が記載されていたとしても、市の財産であるのまうまについての情報であることをもって同号ただし書に該当するものではない。」と主張する。

市民の宝である野間馬を使う参加型臨床実習について述べておくことにする。

参加型臨床実習は馬に触れあう牧場実習(餌やりなど)に留まらない。獣医師になるために病気馬(患畜)又は、そうでない野間馬を使って獣医になるための技術を身に付ける学生の臨床実習である。

加計学園の国家戦略特区の応募には、5年次に愛媛県農業共済組合、のまうまハイランド(牧場)を含む6課程を6週間にわたりローテーションで臨床実務実習(総合参加型臨床実習)を行い、実際の臨床を体験する科目を設定している。全野間馬50頭に対して学生数が20人減ったとは言え140人の大人数なのだ。

加計学園と同じ私学の麻布大学の平成29年度の例をみる。同大学のシラバスでは「授業内容:直腸検査により子宮および卵巣の触診を行い、発情周期による生殖器の変化を理解し、異常が認められる場合は診断を行う。そのほか、直腸壁を介して触知可能な臓器(盲腸、膀胱、第一胃、リンパ節など)についても触診し、疾病の診断に役立てる」である。加計獣医学部が「総合参加型臨床実習」で野間馬を使う場合、直腸検査などを、学生1人に教員1人が立ち会って行う可能性がある。静脈からの採血であっても、不慣れな学生が行うことによって、野間馬にストレスがかかる恐れがある。

在来馬の研究・保存で実績のある鹿児島大学の、岡本嘉六名誉教授の「慣れない者が馬の直腸検査をすると、腕を差し入れた際に傷つけてしまう可能性がある。学生の実習に文化財の馬を使用することなど論外です」の意見がある(サンデー毎日2017.9.24)。

したがって、このような学生の臨床実習は、今治市の財産である野間馬を侵害し、その財産的価値も損なう。「議決書」には、「今治において新設を予定している獣医学部に関しての研究内容や建物、カリキュラム、構想、経営状態等の情報が記載されている」のであるから、当然ながら、「公有財産のような市の財産が含まれる」ことは明白である。したがって、「主張③」は失当というほかない。

結語

以上の理由により、処分庁の弁明書の各主張は、失当であり、「議決書」を開示する必要がある。

以上